

秋田県技術・家庭科研究会会則

- 第 1 条 (名 称)
本会は秋田県技術・家庭科研究会と称し、事務局を会長指定の学校に置く。
- 第 2 条 (目 的)
本会は秋田県技術・家庭科教育の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 (事 業)
本会は目的を達成するために下記の事業を行う。
(1) 技術・家庭科に関する研究
(2) 各都市支部活動の援助
(3) 講習会・後援会の開催
(4) 教育研究大会の開催
(5) 会員の研究発表
(6) 諸調査、諸資料の収集、指導計画例、学習資料等の編集刊行
(7) 他団体・関係諸機関の有益刊行物の推薦・斡旋
(8) 会誌・会報の発行
(9) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第 4 条 (構 成)
本会は秋田県技術・家庭科担当教員及び本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。
- 第 5 条 (役 員)
本会は下記の役職員を置く。
(1) 会 長 1 名
(2) 副 会 長 4 名 (女性を含む)
(3) 理 事 若干名
(4) 会計監査員 3 名
(5) 幹 事 若干名
(6) 顧 問 若干名
- 第 6 条 (役員を選出)
役員を選出は下記の通りとする。
(1) 会長、副会長及び会計監査員は総会において選出する。
(2) 理事は支部毎に1名とし、支部からの推薦によるものとする。
(3) 幹事は会長がこれを委嘱する。
- 第 7 条 (役員任期)
役員任期は1ヵ年とする。但し重任することができる。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第 8 条 (顧 問)
本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 第 9 条 (役員任務)
(1) 会長は本会を総理し、会の代表となる。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。
(2) 理事は理事会を構成し、会則に定められた事業の審議及び執行に当たる。
(3) 幹事は会長の命により庶務・会計の処理に当たる。
(4) 会計監査員は会計の監査に当たる。
(5) 顧問は本会の諮問に応ずる。

第10条（会 議）

本会の会議は総会及び理事会とする。

第11条（総 会）

総会は代議員をもって構成し、会長の招集によって毎年5月これを開く。
なお必要に応じて臨時総会を開くことができる。代議員は各支部2名とする。
総会は次のことを審議決定する。

- (1) 会務報告 (2) 事業計画 (3) 決算の承認及び予算の審議
(4) 役員を選出 (5) 会則の変更 (6) その他必要な事項

第12条（理 事 会）

理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、下記の事項を行う。

- (1) 総会決議事項の執行 (2) 総会に提出すべき案件の審議
(3) 緊急事項の処理

理事会は会長がこれを招集する。

第13条（会計監査）

会計監査は毎年定期総会前に施行する。その他必要に応じて随時監査する。

第14条（支 部）

本会は郡市毎に支部を置く。支部規約は別にこれを定める。

第15条（経 費）

本会の経費は支部負担金、事業収益金、寄付金、補助金をもってこれに充てる。

第16条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 本会則は昭和48年5月26日からこれを施行する。
- 2 昭和48年5月26日、小学校家庭科独立にともない一部改正する。
- 3 昭和59年5月23日、一部改正する。
- 4 昭和61年5月24日、一部改正する。

秋田県技術・家庭科研究会表彰規定

本会の表彰は、本教科教育の振興に貢献したる会員並びに関係団体及び個人で下記に該当する者を対象とする。

第1条 本会の会長及び副会長となりたるもの。

第2条 本会の会長及び副会長以下の役職で功績の顕著なもの。

第3条 本会の支部長として3年以上その職にあり功績の顕著なもの。

第4条 会員であり、教育の現場にあつて教育実績の顕著なもの。

第5条 関係団体として本教科の教育振興に協力し、その功績の顕著なもの。

第6条 会員にあらざるも本教科の振興に貢献し、功績の顕著なもの。

第7条 その他本教科教育の振興に貢献し、功績の顕著なもの。

附 則

- 1 項 前規定の適用は、理事会において審議し、総会の承認を得て行うものとする。
- 2 項 表彰の機会は退職、脱会、その他適当と思われる時期に行うものとする。
- 3 項 この表彰規定は、昭和42年10月6日より発行する。

（ 以 上 ）